

報告第4号

山陽小野田市国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、山陽小野田市国民保護計画の一部を変更したので、次のとおり報告する。

令和7年8月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市国民保護計画 新旧対照表

山陽小野田市国民保護計画新旧対照表

修正後	修正前	備考
<p>第1編 総則 第4章 (3) 交通基盤</p> <p>道路は、市域のほぼ中央に山陽自動車道宇部下関線、北部には中国自動車道が、また、国道2号と国道190号が東西方面に連絡し、これらと交差して、国道316号、主要県道小野田山陽線が南北に走り、県北部に連絡している。</p> <p>また、鉄道は、西日本旅客鉄道株式会社の山陽新幹線を軸に、山陽本線、美祢線、小野田線が各方面に連絡するなど県南西部の交通の要衝となっている。</p> <p>このほかには、本市に空港はないが、宇部市に山口宇部空港（滑走路延長2,620m×幅300m、第2種空港B級）が存在し、港湾は、市の南部から西部一帯が海に開かれていることから地方港湾（厚狭港）及び昭和35年に重要港湾に指定された小野田港があり、主には防波堤 <u>470m</u> や水深10mの岸壁 <u>185m</u> などが整備されている。</p> <p>(4) 国民保護法に及ぼす本市の地域特性</p> <p>地域特性① 石油コンビナートが存在</p> <p>本市には、周防灘に面した市南部に「石油コンビナート等特別防災区域」（石油コンビナート等災害防止法）が存在する。面積は、西部石油(株)<u>山陽小野田事業所</u>が1,903,019㎡、太陽石油株式会社が685,424㎡、総面積は2,1615,443㎡である。</p> <p style="text-align: center;">（山口県石油コンビナート等防災計画より引用）</p>	<p>第1編 総則 第4章 (3) 交通基盤</p> <p>道路は、市域のほぼ中央に山陽自動車道宇部下関線、北部には中国自動車道が、また、国道2号と国道190号が東西方面に連絡し、これらと交差して、国道316号、主要県道小野田山陽線が南北に走り、県北部に連絡している。</p> <p>また、鉄道は、西日本旅客鉄道株式会社の山陽新幹線を軸に、山陽本線、美祢線、小野田線が各方面に連絡するなど県南西部の交通の要衝となっている。</p> <p>このほかには、本市に空港はないが、宇部市に山口宇部空港（滑走路延長2,620m×幅300m、第2種空港B級）が存在し、港湾は、市の南部から西部一帯が海に開かれていることから地方港湾（厚狭港）及び昭和35年に重要港湾に指定された小野田港があり、主には防波堤 <u>920m</u> や水深10mの岸壁 <u>525m</u> などが整備されている。</p> <p>(4) 国民保護法に及ぼす本市の地域特性</p> <p>地域特性① 石油コンビナートが存在</p> <p>本市には、周防灘に面した市南部に「石油コンビナート等特別防災区域」（石油コンビナート等災害防止法）が存在する。面積は、西部石油(株)<u>山口製油所</u>が1,903,019㎡、太陽石油株式会社が685,424㎡、総面積は2,1615,443㎡である。</p> <p style="text-align: center;">（<u>令和5年3月</u>・山口県石油コンビナート等防災計画より引用）</p>	<p>P7 誤記の修正</p> <p>P8 事業所名称の変更による修正</p>

山陽小野田市国民保護計画新旧対照表

修正後	修正前	備考
		<p>P8 図1-2 事業所名称の 変更による修 正</p>
<p>図1-2 宇部・小野田地区特別防災区域図（山口県石油コンビナート等防災計画より）</p> <p>地域特性③ 高齢化社会の進展</p> <p>本市の高齢者（65歳以上）人口は、平成17年は16,051人であったが、令和2年には20,451人と大きく増加し、今後は緩やかに減少していくことが見込まれている。</p> <p>高齢化率については、団塊の世代が75歳を迎える、いわゆる2025年問題の令和7年には34.3%と予測され、全国平均の29.6%と比較すると4.7%高くなっている。</p>	<p>図1-2 宇部・小野田地区特別防災区域図（山口県石油コンビナート等防災計画より）</p> <p>地域特性③ 高齢化社会の進展</p> <p>本市の高齢者（65歳以上）人口は、平成17年は16,051人であったが、平成27年は19,537人と大きく増加しており、令和2年の21,037人（高齢化率34.0%）が高齢者人口のピークと予想されている。</p> <p>団塊の世代が75歳を迎える、いわゆる2025年問題の令和7年には33.5%と予測され、全国平均の30.0%と比較すると3.5%高くなっている。</p>	<p>P9 人口推計等 の時点修正</p>

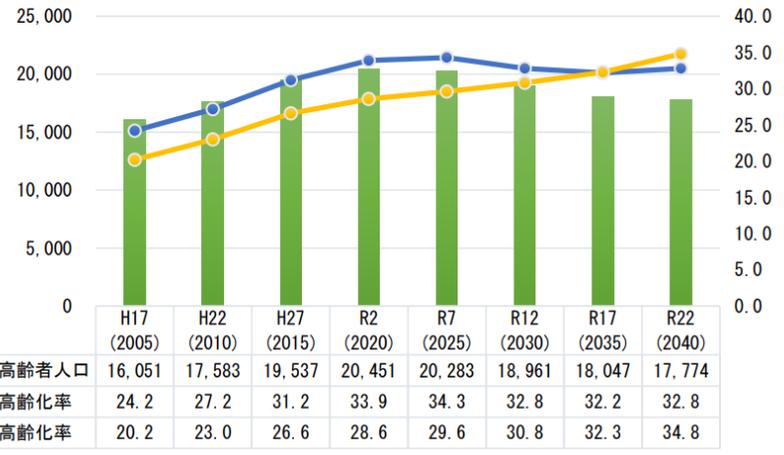
山陽小野田市国民保護計画新旧対照表

修正後

修正前

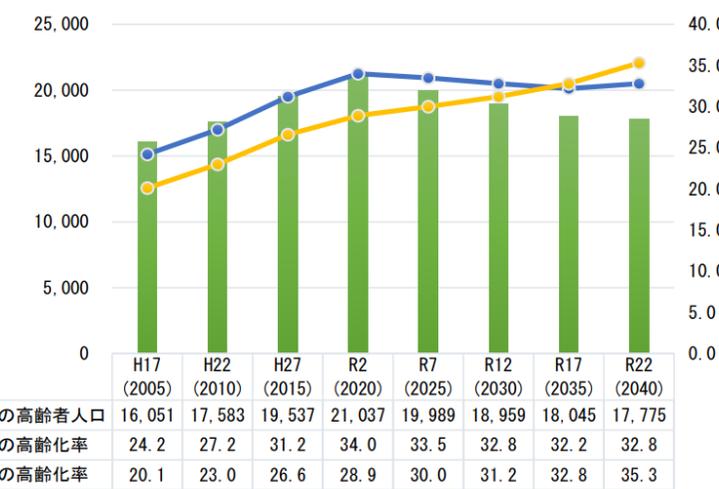
備考

高齢者人口の推移と将来推計



資料：H17（2005）～R2（2020）は国勢調査、R7（2025）以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。R7（2025）以降の全国の高齢化率は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」。

高齢者人口の推移と将来推計



資料：平成17年（2005年）～平成27年（2015年）は国勢調査、令和2年（2020年）は住民基本台帳、令和7年（2025年）以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。（ ）内の数値は総人口に対する割合。

図1-3 高齢者人口の推移と将来推計（令和6年3月「いきいきプラン21」（第9期山陽小野田市高齢者福祉計画）より）

図1-3 高齢者人口の推移と将来推計（令和3年3月山陽小野田市「いきいきプラン21」より）

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画において、以下のとおり県国民保護計画において想定される武力攻撃及び緊急対処事態を対象とする。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画において、以下のとおり県国民保護において想定される武力攻撃及び緊急対処事態を対象とする。

P10 字句修正

山陽小野田市国民保護計画新旧対照表

修正後	修正前	備考
<p>横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※【避難行動要支援者名簿について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行なわれる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照。）</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 2 通信の確保（総務課・デジタル推進課） (1) 情報通信手段の確保</p> <p>市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p> <p>第4章 警報及び避難の指示 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民誘導（法62条関係）（関係課） (1) 市長による避難住民の誘導</p> <p>市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。</p> <p>(2) ～ (13) 略</p> <p>(14) 武力攻撃の累計に応じた避難誘導</p> <p>②以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。</p> <p>（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）</p> <p>イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策品部長がその都度警報を発令</p>	<p>横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※【避難行動要支援者名簿について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行なわれる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照。）</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 2 通信の確保（総務課・デジタル推進課） (1) 情報通信手段の確保</p> <p>市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p> <p>第4章 警報及び避難の指示 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民誘導（法62条関係）（関係課） (1) 市長による避難住民の誘導</p> <p>市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。</p> <p>(2) ～ (13) 略</p> <p>(14) 武力攻撃の累計に応じた避難誘導</p> <p>②以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。</p> <p>（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）</p> <p>イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策品部長がその都度警報を発令</p>	<p>P50 字句修正</p> <p>P61 字句修正</p>

山陽小野田市国民保護計画新旧対照表

修正後	修正前	備考
<p>※弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、全ての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集（法94条関係）（総務課・社会福祉課・関係各課）</p> <p>（1）安否情報の収集</p> <p>市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集に当たっては、避難住民または武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法103条関係）（総務課・消防局・関係各課）</p> <p>（1）危険物質等に関する措置命令</p> <p>市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずるべきことを命ずる。</p> <p>なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。</p>	<p>※弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国または国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることが出来るよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、全ての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集（法94条関係）（総務課・社会福祉課・関係各課）</p> <p>（1）安否情報の収集</p> <p>市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集に当たっては、避難住民または武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法 103 条関係）（総務課・消防局・関係各課）</p> <p>（1）危険物質等に関する措置命令</p> <p>市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱いに対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずるべきことを命ずる。</p> <p>なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。</p>	<p>P64 字句修正</p> <p>P71 誤記の削除</p> <p>P80 誤記の修正</p>

山陽小野田市国民保護計画新旧対照表

修正後	修正前	備考
<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第3 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法103条関係）（総務課・消防局・関係課）</p> <p>（2）危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置</p> <p>① 対象</p> <p>ア 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所に<u>お</u>いて貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）</p> <p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>1 生活関連物資の価格安定（法129条関係）（生活安全課）</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務または国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために<u>県等</u>の関係機関が実施する措置に協力する。</p> <p>2 避難住民等の生活安定等（教育委員会・税務課）</p> <p>(1)被災児童生徒等に対する教育</p> <p>市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2)公的徴収金の減免等</p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する<u>期間</u>の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第3 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法103条関係）（総務課・消防局・関係課）</p> <p>（2）危険物質等について市長が命ずることができる対<u>処</u>及び措置</p> <p>① 対<u>処</u></p> <p>ア 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所に<u>置</u>いて貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）</p> <p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>1 生活関連物資の価格安定（法129条関係）（生活安全課）</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務または国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために<u>検討</u>の関係機関が実施する措置に協力する。</p> <p>2 避難住民等の生活安定等（教育委員会・税務課）</p> <p>(1)被災児童生徒等に対する教育</p> <p>市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにする<u>ためには</u>、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2)公的徴収金の減免等</p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する<u>機関</u>の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p>	<p>P81 誤記の修正</p> <p>P88 誤記の修正</p>

山陽小野田市国民保護計画新旧対照表

修正後	修正前	備考
<p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(1) 特殊標章等（法158条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 身分証書</p> <p>(2) 特殊標章等の交付及び管理（総務課）</p> <p style="padding-left: 20px;">① 市長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者 ・消防団長及び消防団員 ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 	<p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(1) 特殊標章等（法158条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 身分証</p> <p>(2) 特殊標章等の交付及び管理（総務課）</p> <p style="padding-left: 20px;">① 市長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者 ・消防団長及び消防団員 ・市長の委託により国民保護に係る業務を行う者 ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 	<p>P90 誤記の修正</p> <p>P91 誤記の修正</p>